

YouTube

【宅建動画の渋谷会】佐伯竜

登録者数 **12,000** 記念

**特別講義**

2020 改正点 1

詐欺・強迫〈第三者との関係〉



**謝  
恩**

**渋谷会**

いつもご視聴いただきありがとうございます。

2020 年の法改正として「詐欺・強迫〈第三者との関係〉」について、特別講義を開講します。

令和2年の宅建試験では、権利関係・民法分野で、多くの改正点が出題される可能性があります。

本年度は、その中から出題可能性の高いものをピックアップして、YouTube 動画を制作する予定です。

体系的に理解して、正確に覚えていきましょう。

みなさまの合格を祈念しております。

講師 佐伯竜

## 2020 年 改正 1 「詐欺・強迫〈第三者との関係〉」

《ねらい》事案を理解して、改正点を暗記する

---

### 1. 詐欺

#### （改正点）

詐欺による意思表示は、取り消すことができる。

上記による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ**過失がない**第三者  
(善意**無過失**の第三者)に対抗することができない。

## 2. 予想問題

### (予想問題 1)

A所有の土地について、AがBに、BがCに売り渡し、AからBへ、BからCへそれぞれ所有権移転登記がなされた場合に関する次の記述につき、民法の規定により、正誤をつけよ。

Cが移転登記を受ける際に、AB間の売買契約がBの詐欺に基づくものであることを過失なく知らなかった場合で、当該登記の後にAによりAB間の売買契約が、取り消されたとき、Cは、Aに対して土地の所有権の取得を対抗できる。

正しい

### 3. 強迫

#### （変更なし）

強迫による意思表示は、取り消すことができる。

上記による強迫による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者（善意無過失の第三者）にも対抗することができる。

## 4. 予想問題

### (予想問題 2)

A所有の土地について、AがBに、BがCに売り渡し、AからBへ、BからCへそれぞれ所有権移転登記がなされた場合に関する次の記述につき、民法の規定により、正誤をつけよ。

Cが移転登記を受ける際に、AB間の売買契約がBの強迫に基づくものであることを過失なく知らなかった場合で、当該登記の後にAによりAB間の売買契約が、取り消されたとき、Cは、Aに対して土地の所有権の取得を対抗できる。

誤り

【宅建動画の渋谷会】 <https://shibuyakai.com/>

【NEW】●令和2年版 宅建【基本問題&過去問】演習講座セット

[https://shibuyakai.com/takken/2020\\_07.html](https://shibuyakai.com/takken/2020_07.html)

【NEW】●令和2年版 宅建基本問題演習講座

[https://shibuyakai.com/takken/2020\\_05.html](https://shibuyakai.com/takken/2020_05.html)

●令和2年版 宅建基幹講座 全分野セット

[https://shibuyakai.com/takken/2020\\_04.html](https://shibuyakai.com/takken/2020_04.html)

●令和2年版 宅建基幹講座 権利関係編

[https://shibuyakai.com/takken/2020\\_01.html](https://shibuyakai.com/takken/2020_01.html)

【NEW】●令和2年版 宅建基幹講座 宅建業法編

[https://shibuyakai.com/takken/2020\\_02.html](https://shibuyakai.com/takken/2020_02.html)

【NEW】●令和2年版 宅建基幹講座 法令上の制限編

[https://shibuyakai.com/takken/2020\\_03.html](https://shibuyakai.com/takken/2020_03.html)

### 【今後の開講予定】

6月 令和2年版 宅建 過去問演習講座

7月以降、続々開講

※ 講座の詳細・価格は未定です。決定次第、WEBサイトで公表します。

公表前に、講座の詳細・価格についてお答えすることはできません。

なお、開講予定については、変更・中止する可能性があります。